

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2021年7月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要		所管課	回答内容
1	まちづくり懇談会要望を総合計画に位置づけ回答することについて	1	「役員高齢化等に伴う区役員業務及び団体・各種会議の見直しについて」「まちづくり懇談会について」(田中)等について、第2次東御市総合計画・後期基本計画「施策47協働のまちづくりの推進と担い手の育成」に位置づけて回答することを提案	企画振興課	1、2、3、4 市といたしましても、懇談会のあり方が“市への要望の場のみ”とならないよう、苦慮しているところがございます。 ご提案の通り、回答方法につきましては、第2次東御市総合計画・後期基本計画に照らし合わせたうえで、行政と市民、地域の役割について説明していく必要があると考えております。 2、3 「通学路の安全対策」や「長期事業計画」をはじめとして、各地区から寄せられました要望等につきましては市民からの声として受け止める中で、次期総合計画・基本計画策定において参考にしたいと考えております。
		2	「交通安全について」(田中)「通学路の安全対策について」(滋野)「県道大屋停車場・田沢線の安全対策について」「交通安全対策について」(和)「通学路の安全対策について」(北御牧)等について第2次東御市総合計画・後期基本計画「施策8安全・快適な道路環境の整備」に位置づけて回答することを提案 通学路の安全対策が総合計画に位置づけられていないため、次期総合計画に盛り込むことを提案		
		3	「長期計画について」(滋野)「長期事業計画の早期実現について」(和)等について第2次東御市総合計画・後期基本計画「施策7ゆとりある住環境づくりの推進」に位置づけて回答することを提案 長期事業計画が総合計画に位置づけられていないため、次期総合計画に盛り込むことを提案		
		4	「空き家対策について」(田中)「空き家バンクの充実強化」(北御牧)等について第2次東御市総合計画・後期基本計画「施策7ゆとりある住環境づくりの推進」に位置づけて回答することを提案		
2	自治推進員等の男女共同参画数及び参画率の改善について	1	東御市自治推進委員規則第3条「市長は区及び自治区の長を委員として委嘱する。」を「区及び自治区の推薦者」に改正することを提案	地域づくり・移住定住支援室	自治推進委員の任務を達成するには区及び自治区の長が最も適任であると考えております。
		2	市長は区及び自治区等規約に、区及び自治区推薦者は市長よりの自治推進員職の受諾する旨の規定があることを確認することを提案		自治推進委員は区及び自治区の長個人へ委嘱しているため、区規約等の確認は不要と考えております。
		3	東御市男女共同参画推進条例等の趣旨に基づき自治推進員等の共同参画を実現するため、地区役員のエンパワメントを目的にインターンシップ制やクオータ制提案を男女共同参画審議会に提示することを提案	人権同和政策課	引き続き、東御市男女共同参画推進会議や自治推進委員会などにおいて、ご意見をいただきながら、地域役員への女性の参画促進が図られるよう、クオータ制等も含めた、効果的な手法について検討して参ります。
3	台風第19号災害対応の検証結果の公表、業務継続計画＜土砂災害洪水編＞の策定、震災ハザードマップの策定	1	台風第19号災害における災害対応の検証結果を報告書にまとめ公表することを提案	総務課	台風19号災害の被害状況報告等については、市ホームページに掲載していることから、改めて報告書の作成は考えておりません。今後も台風19号災害の教訓を生かし、災害対応に万全を期すとともに、引き続き市民に対しても災害への備えや避難行動等について周知を図ってまいります。
		2	事業継続計画＜土砂災害洪水編＞の策定を提案		これまで業務継続計画については、「震災編」として位置付けておりましたが、「震災編」に限定することなく、広く「災害」に対して対応する計画とし見直しをしてまいります。
		3	「避難所・土砂災害洪水ハザードマップ」が改訂された。見直しの変更が理解できる周知、東部地域東側・西側、北御牧地域の細区分化による周知を提案		千曲川の浸水想定区域の見直しに伴い、洪水ハザードマップの改訂と指定避難所の見直しを行い、市民カレンダーへ掲載しました。また、市報とうみ8月号で改めて市民の皆さんへ周知を図ったところであります。 今年度、県では市内における土砂災害防止法の警戒区域・特別警戒区域、及び1級河川の浸水想定区域の見直しを行うことから、「避難所・災害ハザードマップ」を作成し、市民への情報提供を実施する計画で進めております。
		4	「東御市に影響を及ぼす地震」「最大震度予測図」「液状化予測図」「地震への備え」「建物被害マップ区割り図」の作成及び周知を提案		地震に対する市独自の調査は行っていないため、発生確率の長期評価、「最大震度予測図」震度と予想される現象、液状化予測図、建物被害マップ区割り図は作成できませんが、地震に対する備え等の内容は避難所・災害ハザードマップに掲載し、東御市に係わる地震情報について知り得た情報は積極的に市ホームページ等で公表してまいります。

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2021年7月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要		所管課	回答内容
4	消防団会計の公開、自主防災組織活動マニュアル・地区防災モデルマップ公表、行政区の個人情報取扱ルールの整備について	1	各消防団会計の公表を実施するよう指導することを提案	消防課	消防団会計については、市からの交付金と各区等から負担金をいただき運営しております。決算については、市の交付金と区負担金を合わせた額を対象に区長等による監査を実施し、疑義が生じぬよう、丁寧な説明及び報告を行うよう指導しております。また、区民に対する決算書の報告については、各区の総会や回覧版等を通じて実施している部もあることから、周知対応を図るよう伝達してまいります。
		2	「各区自主防災組織活動マニュアル」を公表することを提案	総務課	市ホームページへ掲載いたします。
		3	「地区防災マップ(モデル)」を公表することを提案		地区防災マップは、区民により情報を出し合いながら危険個所の洗い出しを行ったほか、一時避難場所や避難経路等の検討、現地確認を行いながら地図上にまとめ作成されたものです。取り扱いについては、各区で作成し、印刷しているものであることから、作成された区へ確認し、公表の了承が得られたところから順次、市ホームページへ掲載していきます。
		4	「災害時支えあい台帳」作成において、行政区が個人情報の取扱ルールの整備せずに要配慮情報等の情報を取得していることを疑問視している。行政区が個人情報取扱ルールの整備することを提案。	福祉課	「災害時支えあい台帳」の作成・活用の手引きは、市の提供資料をもとに社会福祉協議会が作成し、参考資料として行政区に提供しているものです。同台帳は市と社会福祉協議会が行政区と協力し、行政区ごとに作成されるものです。したがって「個人情報の取扱ルール」につきましても、かねてより同手引きを参考に、行政区ごとの整備をお願いしてまいりました。今後も行政区において適切なルールの整備していただくよう推進してまいります。
5	区及び自治区における自治推進員の選出について	1	東御市自治推進委員規則第3条「市長は区及び自治区の長を委員として委嘱する。」を「区及び自治区の推薦者」に改正することを提案	地域づくり・移住定住支援室	回答No2-1のとおりです。
		2	東御市男女共同参画推進条例等の趣旨に基づき自治推進員等の共同参画を実現するため、地区役員のエンパワメントを目的にインターンシップ制やクオータ制提案を男女共同参画審議会に提示することを提案	人権同和政策課	引き続き、東御市男女共同参画推進会議や自治推進委員会などにおいて、ご意見をいただきながら、地域役員への女性の参画促進が図られるよう、クオータ制等も含めた、効果的な手法について検討して参ります。
6	差別とのたたかい歴史、部落差別解消教育、事業計画書の事業実績評価・人権視点評価について	1	人権施策の事業実施において、部落差別とのたたかいの歴史について取り組むことを提案 「3月1日～8日は女性の健康週間」「3月8日は国際女性デー」事業は母性の尊重と保護が獲得された歴史として取り組むことを提案	人権同和政策課	例年実施しています東御人権セミナーでは、必ず部落問題をテーマに扱っており、本年度につきましては、来年の水平社創立100周年にあたり、部落差別の歴史にも触れる予定でおります。また、地区ごとの人権啓発学習会では、見直されてきた部落の歴史観について学習会を重ねて来しました。今後も新たな部落の歴史観について市民に啓発しながら、部落解放運動の歴史についても折に触れて扱ってまいります。 また、女性の健康週間、国際女性デーについては、引き続き市報による周知や母子・女性のための相談事業を中心に、関係課との連携を図りながら、啓発・推進してまいります。
		2	啓発の場面で「部落差別解消教育」「部落差別解消推進教育」を使用していくことを提案		人権啓発学習会等の啓発活動では、「部落差別解消推進法」の施行について必ず触れております。また、東御市人権尊重のまちづくり条例、東御市人権施策の基本方針・基本計画におきましても、「同和問題」を「部落差別」と改め、部落差別解消につきまして、教育・啓発を行っております。
		3	人権施策の基本方針・基本計画に基づく事業実績評価・人権視点評価について、事業の数値化・実施率の明記、「効果」「改善」の評価基準に従った記載を提案 人権視点評価の項目を再考することを提案		次期評価にあたり、「効果」「改善」の評価基準に従った記載を検討してまいります。なお、令和3年度事業計画におきましては、数値化・実施率とした事業計画・内容となっていない、また数値化・実施率で評価できない事業もあるため、現時点では明記の予定はございません。 人権視点評価の項目の再考のご提案につきましては、当市の基本方針・基本計画の評価として、企画・事務処理・教育・啓発等の際、人権尊重の視点に立って、対象者や利用者に配慮等をし事業を行ったかを定義したものですので、現時点では変更の予定はございません。

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2021年7月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要		所管課	回答内容
7	健康づくり推進員理事会への男女別参画数の提示、目的変更の広報、公民館分館役員の男女別参画状況調査について	1	①健康づくり推進員及び福祉委員の男女比率エビデンスを理事会に提示することを提案 ②健康づくり推進員及び福祉委員の男女比率エビデンスで理事会において固定的な性別役割分担等の解消について検討することを提案 ③「健康づくり推進員」の役割の変更について、詳細を公表することを提案	健康保健課	①健康づくり推進員理事会では、健康づくりに関する研修や各地区の健康づくり活動の情報交換等を行い、地域の健康づくり推進の役割を担うための学習を行っています。健康づくり推進員が男性でも女性でも、健康づくりに関しては差をつけて学習するものではないため、ご提案の健康づくり推進員の男女比率については、提示する予定はございません。 ②健康づくり推進員会理事会においては、健康づくりに関する内容の協議検討を行っているため、男女比率や固定的な性別役割分担等の解消について検討を行う予定はございません。 ③「保健補導員」は令和3年4月1日より「健康づくり推進員」に名称を変更いたしました。役割は変更していません。 なお、名称変更については市報(6月号及び7月号)と「健康づくり推進員回覧板」にてお知らせをいたしました。
		2	男女共同参画審議会に健康づくり推進員に名称変更となったことを報告事項とすることを提案	人権同和政策課	審議会での協議において、場面に応じて必要な情報提供をしてまいります。
		3	男女共同参画審議会に公民館分館役員の男女別参画数及び参画率のデータが存在しないことを報告事項とすることを提案		
8	サイト内検索機能、日赤社費についての規定、共同募金つかいみち見える化広報について	1	社会福祉協議会の保有情報を義務的に公表すること、保有情報を積極的に公表すること、情報公開制度の導入、サイト内検索機能の整備、サイト掲載日・更新日の表示を提案	福祉課	情報公開制度の導入については、前回のご提案でも回答させていただきましたとおり、検討の予定はございません。次に社協ホームページ内のサイト内検索機能の整備については費用等含めて検討させていただきます。また、サイト掲載日・更新日の表示についてはご提案のとおり、順次表示させていただきます。
		2	日赤社費における納付金及び寄附金の会計取扱の明確化、寄附金による災害等資金積立金の繰越についての規定の整備、災害等資金の過剰募集の廃止、社費収入に即した計画立案を提案		今回、ご提案いただいた内容につきましては、日本赤十字社長野県支部にも確認し、以下のとおり回答させていただきます。 現在、日赤活動資金として市民の皆さまからお預かりした寄付金については、日本赤十字社長野県支部に全額送金させていただいております。また、東御市で集められた活動資金の金額については、社協報「ほほえみ」等を通して、市民の皆さまにご報告しております。次に、分団活動助成金や災害等資金積立金の取り扱いについては、現在、日本赤十字社長野県支部に指導いただきながら検討しておりますのでご理解ください。
		3	共同募金について、市民が知りたい情報を発信すること、「はねっと」データのつかいみち(ありがとうメッセージ)を「ほほえみ」に連載することを提案		ご提案について、社会福祉法人長野県共同募金会の法人本部にも確認し、以下のとおりご回答を申し上げます。 共同募金の使い道の見える化については、共同募金会として、赤い羽根データベース「はねっと」や、共同募金運動を行う際の全戸配布チラシ、募金封筒等でお示ししておりますが、さらなる周知の為、社会福祉協議会の広報紙等も通して啓発に努めてまいります。 また、ご提案をいただいた「はねっと」システムのありがたうメッセージは、配分を受けた機関・団体から寄付者へのメッセージであり、東御市共同募金委員会としても市民に周知する機会を検討して参ります。
9	ゾーン30の指定、太陽光発電施設の設置に関する条例の制定について	1	各校区にゾーン30区域の指定を提案	教育課	通学路交通安全プログラムにおいては、市内全域の通学路について個別的に安全対策箇所を検討し、対策内容を市ホームページ等でお知らせしているところでございます。また、千葉県の通学路における交通事故を受け、国からの「通学路における合同点検の実施について」通知により、通学路における車の速度が上がりやすい箇所等について緊急合同点検を実施しているところでございます。ご提案いただきました各校区にゾーン30区域を指定することにつきましては、各学校の要望をもとに必要性を検討し、必要に応じて関係機関へ要望してまいります。
		2	太陽光発電施設の設置について、防災や環境保全の観点から森林伐採を伴う開発や急傾斜地への設置を禁止する条例を制定することを提案	生活環境課	太陽光発電施設は脱炭素社会の構築のために推奨されておりますが、それは住民の安心安全を前提としたものであると考えております。 ご提言のとおり、現在、市内で出力が10kW以上の太陽光発電事業を行う場合、東御市環境をよくなる条例に基づき、届出等を義務付けておりますが、ご指摘の抑制地域の設定や設置場所に応じた降雨強度、住民説明会の開催等はガイドラインでお示しており、強制力のあるものではありません。 今後、太陽光発電施設事業の増加が見込まれることから、まずは、東御市環境をよくなる条例施行規則の改正により降雨強度の基準を明確にすることで安全性を確保し、次に、太陽光発電以外の再生可能エネルギー事業も見据えながら、再生可能エネルギー電気事業に関する内容を強化した、東御市環境をよくなる条例の改正を検討して参りたいと思います。

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2021年7月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要		所管課	回答内容
10	情報タイトルの変更の徹底、行政情報の公表が促進される広報掲載、審議会等の公開の方法等の統一について	1	①東御中央公園市民プール(50mプール利用再開)は新着情報の日付と更新日の日付が違っているので改善を提案 ②新着情報「締結済協定」「市民農園について」はなぜ情報提供がされたか理由が分かるようなタイトルもしくは補足記載することを提案	企画振興課	①ご指摘の内容につきましては、担当課(文化・スポーツ振興課)へ連絡し修正いたしました。 ②新着情報のタイトルにつきましては、ページの内容が容易にわかるようなタイトルの作成、更新の際は、修正・追加箇所がわかるようなタイトルとなるよう、徹底してまいります。
		2	新着情報発信と審議会等の開催予定が連動する掲載とすることを提案		審議会等の会議を公開する場合は、新着情報への掲載と審議会等の開催予定及び会議結果サイトが連動するよう、徹底してまいります。
		3	審議会等の会議の傍聴について、市民の傍聴が促進される周知を行うことを提案		ご提案のとおり、市民の会議への傍聴を促進するような情報を、市報などをおとして広く周知したいと考えております。
		4	審議会等の公開または非公開の決定について、「東御市審議会等の会議の公開に関する要綱」に従って審議会等間での統一基準を提案	総務課	審議会等の非公開の基準は、東御市審議会等の会議の公開に関する要綱の第3条の規定のとおりです。 審議会等の傍聴に係る遵守事項は、審議会等の会議形式により異なるため、統一した遵守事項を定める予定はありません。
11	市民病院の休診日の変更について		市民病院は土・日・祝日が休診日であるが、他院では木曜日が休診日で日曜日に開院している。すぐには不可能かもしれないが、将来は日曜日も診察できれば幸い。	市民病院	日曜日の診察につきましては、市内の医療機関と連携して日曜当番医を組み対応しています。また、救急患者につきましては、上田地域の病院による輪番により対応しており、地域全体で休日等の診療体制を整えていることから、今のところ休診日は現状のまま行ってまいりたいと考えています。